

亀山市告示第18号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、流域関連亀山市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該事業計画の変更に関し、縦覧期間の満了の日までに亀山市長に意見を申し出ることができる。

平成29年2月10日

亀山市長 櫻井義之

1 変更に係る予定処理区域

縦覧に供する事業計画の図書において表示する区域

2 工事完成予定年月日

平成34年3月31日

3 縦覧場所

亀山市建設部上下水道局下水道室

4 縦覧期間

平成29年2月10日から同月24日まで